

上尾市「週休2日制適用工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業における週休2日の実現は、就業者の職場環境の改善や社会資本を支える担い手確保の観点から重要である。よって、建設現場における将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制適用工事」を試行する。

本要領は、上尾市が発注する建設工事【建築工事〔公共建築工事積算基準（国土交通省）または埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事〕を除く】において、〔週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）〕を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 適用工事

「週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」をいう。

(2) 適用工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式。

1) 週休2日

①月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 対象期間

契約工期のうち、現場施工着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

4) 現場施工着手日

現場での測量や調査、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

$$\text{現場閉所率} = \text{対象期間内の現場閉所日数} \div \text{対象期間の日数}$$

(現場閉所の取扱い)

第3条 現場閉所とする日は、対象期間中に現場閉所を行う日のうち、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所の日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所の日に含まれることができるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

3 地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所の日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所の日を設定するものとする。

(対象とする工事)

第4条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は適用工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契となる工事）、応急工事等】
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 対象期間が1週間未満の工事
- ・ 上記以外の理由により週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第5条 適用工事の発注は、発注者が適用工事に取り組むことを指定して発注する方式である発注者指定型とする。

2 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に発注方式及び適用工事（現場閉所型）である旨を明示する。

(工期の設定)

第6条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・ 降雨、降雪等の天候の影響により、作業不稼働日が多く発生した
- ・ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第7条 適用工事（現場閉所型）においては、次の月単位の週休2日に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ、工事費を積算して当初の予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

「適用工事（現場閉所型）」の補正係数

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(実施方法)

第8条 発注者は、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に「適用工事」である旨を明示する。

2 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 受注者は、現場施工着手日から当該日を含む月の月末分の「現場閉所計画書（様式1）」を提出し、現場閉所とする日の計画について発注者の確認を受ける。
- (3) 受注者は、対象期間中、「適用工事」である旨を明示するため、別紙2記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい場所に掲示する。

3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、翌月分の「現場閉所計画書（様式1）」を当該現場閉所計画書の月初日となる日の7日前までに提出し、現場閉所とする日の計画について発注者の確認を受ける。1月に満たない期間は、現場完成日までの期間について確認を受ける。
- (2) 現場閉所計画書のひと月終了後、「現場閉所実績報告書（様式2）」を7日間の内に提出し、現場閉所の達成状況について発注者の確認を受ける。1月に満たない期間は、現場完成日までの期間について確認を受ける。
- (3) 現場閉所計画書の変更を行う場合には、事前に発注者へ連絡し承認を受ける。連絡時に振替日が未定の場合においては、振替日の報告は、後日でも可とし、決定次第速やかに発注者に報告する。
- (4) 発注者は、現場閉所の日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、対象期間全ての「現場閉所実績報告

- 書（様式2）」を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報や出勤簿等）を提示し、現場閉所率の達成状況について発注者の確認を受ける。
- (2) 発注者は、現場閉所率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。ただし、(1)に規定する提出期限後において、発注者の提出の求めに応じず、現場閉所実績報告書等の提出がなかった場合には、適用工事を達成できなかったものとして扱う。
- (3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(アンケート調査)

第9条 受注者は、発注者からの指示があった場合や必要に応じ、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(工事成績評定における評価)

第10条 発注者は、受注者が月単位の週休2日または通期の週休2日を達成した場合に、工事成績評定にある「2 施工状況 II 工程管理」及び「5 創意工夫 I 創意工夫」で評価する。

2 月単位の週休2日または通期の週休2日が確認された場合、「5 創意工夫 I 創意工夫」での加点評価は1点とする。ただし、達成できなかった場合においても、減点はしない。

(発注者による調査)

第11条 発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力する。

(不適切な適用工事実施に対する措置)

第12条 受注者がこの要領の趣旨に反する行為等を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項の規定に該当すると認めるときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、本要領による改正後の上尾市「週休2日制適用工事」試行要領の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

別紙 1

(入札公告等及び特記仕様書への「週休 2 日制適用工事」である旨の明示)

<入札公告等>

入札対象工事

その他

本工事は、上尾市「週休 2 日制適用工事 (※)」の試行対象工事である。

※「発注者指定型」及び「現場閉所型」を記入

<特記仕様書>

週休 2 日制適用工事

本工事は、上尾市「週休 2 日制適用工事 (※)」の試行対象工事である。

試行の実施は、上尾市「週休 2 日制適用工事」試行要領によるものとする。試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html>

※「発注者指定型」及び「現場閉所型」を記入

別紙 2

(現場での「週休 2 日制適用工事」である旨の明示)

週休 2 日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、
週休 2 日の確保に取り組む工事です。

工事名	〇〇〇〇工事 ※
発注者	上尾市
受注者	〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載が
あり、当該工事であることが判別できる場合は、
本掲示上で工事名の記載を要しない。